



よしだ 議会だより

第 58 号

吉田町議会
〒421-0395
静岡県榛原郡吉田町住吉87
TEL:0548-33-2141
平成22年8月発行
責任者 議長 増田宏胤



空港の玄関口からあめでとう！キャンペーン（吉田公園）

6月定例会提出議案
第2・3回臨時会
まちの考え方をきく
まちづくり意見交換会
委員会活動報告
まちの話題・あとがき

.....	P 2
監査結果報告	P 4
2議員が町政を問う	P 9
.....	P 12
.....	P 14
.....	P 18

放課後児童クラブ増設！

☆中央小学校区 1ヶ所から2ヶ所に

平成22年
6月定例会
6月4日～6月18日

(場所 片岡2002-2)



予定施設 (現さくら作業所)

問 基本的には1年生から3年生を預かるということになっているが、それ以外はあるか。

答 年度途中の入所の対応は、随時受け付けて対応しています。

問 育児を行なう職員から請求があつた場合には、職務遂行上著しく困難な場合を除き、時間外勤務をさせてはならない。

答 出張期間は8月16日から20日まで5日間で、7人を派遣します。8月17日に静岡ウイークのステージ出展があります。18日、19日に浙江省に公式訪問する予定です。

問 第2放課後児童クラブ設置条例」の一
部を改正

◇「吉田町放課後児童
クラブから中央児童館へ遊びに行くとい
うことなどが考えられ、危
険性を伴うが対応は。

◆主な質疑◆

問 「吉田町放課後児童
クラブ設置条例」の一
部を改正

◇「吉田町放課後児童
クラブから中央児童館へ遊びに行くとい
うことなどが考えられ、危
険性を伴うが対応は。

条例の制定

問 クラブの指導員
が要所に立ち、交
通指導や誘導を行いま
す。

答 学校との連係は
どのように図つて
いるか。

問 毎年、各小学校
と情報交換をし連
携を密にし、適切な保
育に務めています。

問 「吉田町職員の育児
休業等に関する条例」
の一部を改正

◇「吉田町職員の育児
休業等に関する条例」
の一部を改正

問 「吉田町職員の勤務
時間、休暇に関する条
例」の一部を改正

◇「吉田町職員の勤務
時間、休暇に関する条
例」の一部を改正

◆主な質疑◆

問 「吉田町職員の育児
休業等に関する条例」
の一部を改正

◇「吉田町職員の育児
休業等に関する条例」
の一部を改正

答 夏休みや冬休み
の時は、長時間預
かることになるが職員
の勤務体制は。

4年生の学童も
受け入れています。

平成22年度補正

補正の内容 (一般会計予算)

- ・上海万博ステージ出展事業費 300万円
- ・個別所得補償制度導入推進費 104万円
- ・河川維持管理費 20万円

*なお、財源は国、県の支出金や県市町村振興協会の助成金です。

問 始め、6名の若手職員が行かれるが、どのような観点から選考したのか。

答 企画課2名は総合的なコーディネートと出展のプロデュース。産業課1名は産業観光振興をメインとしたPR。教育委員会1名は教育文化、教育環境の対応。総務課2名は地域安全関係と広報関係を念頭に置き6名を考えました。

問 経費の全額は、振興協会の助成金であるが、行かれる職員の人事費に関してもこの中で見ることも可能ではないか。

答 300万円を上限と
して、出張経費につ
いては全て賄われま
す。人件費については、
人を雇い上げた場合対
象となります。

問 PR用資材163万円の内容は。

答 当町のプロモーション映像を作り会場で流し、また、会場のお客様を引きつけるため、地場産品を景品に町の紹介をふまえたクイズ形式のものを考えております。

問 PRするに当つて、町にいる外国の方々にも投げ掛けすれば相乗効果が生まれると思うが。

答 全てが中国、日本、県の制約の中で、まず参加をして様子を探るというのが重視すべきことだと思います。それを踏まえて、今後、PRの方法等を伺いながら連係していくことが大事なことだと思います。

問 個別所得補償制度の現地確認等協力員は何名か。

答 部農会長20名を予定しています。

問 排煙機と灰皿は、施設利用者が使用すると聞いたが、世の中が禁煙の方向に進んでいるので、そこはどのように考えているのか。

答 施設利用者にはたばこを控えるよう指導していきます。

問 「はあとふる」の再利用はできないか。

答 狹いので、流用して使うことは困難です。

問 地方公共団体の数の減少

答 「はあとふる」の再利用はできません。

います。

問 P R用資材163万円の内容は。

答 当町のプロモーション映像を作り会場で流し、また、会場のお客様を引きつけるため、地場産品を景品に町の紹介をふまえたクイズ形式のものを考えております。

問 中國に吉田町をPRするに当つて、町にいる外国の方々にも投げ掛けすれば相乗効果が生まれると思うが。

答 全てが中国、日本、県の制約の中で、まず参加をして様子を探るというのが重視すべきことだと思います。それを踏まえて、今後、PRの方法等を伺いながら連係していくことが大事なことだと思います。

問 個別所得補償制度の現地確認等協力員は何名か。

答 部農会長20名を予定しています。

問 排煙機と灰皿は、施設利用者が使用すると聞いたが、世の中が禁煙の方向に進んでいるので、そこはどのように考えているのか。

答 施設利用者にはたばこを控えるよう指導していきます。

問 地方公共団体の数の減少

答 「はあとふる」の再利用はできません。

問 第6号「大塚邦子議員に謝罪を求める」決議に謝罪を求める決議に賛成者多数可決

答 「はあとふる」の再利用はできません。

ともに議員を中傷誹謗、侮辱するものであり、議員として恥ずべき行為であります。

問 河川維持管理費の修繕は具体的に何が壊れたのか。

答 トラックのエンジンの中に水が入ったのではないかと考えています。

問 従来の備品の有効利用は。

答 既存の備品は、利用者が今まで作業をして馴染んでいるのでその使用を考えています。

問 第5号「吉永満榮議員に謝罪を求める」決議に賛成者多数可決

答 民主主義の世の中で怪文書という卑劣な行為をするというのは許されないが、議会で決議するような中身でないでの反対する。

問 第1号報告

答 平成21年度吉田町緑越明許費繰越計算書の報告について

子ども手当事務費他8事業

問 第1号報告

答 平成21年度吉田町緑越明許費繰越計算書の報告について

子ども手当事務費他8事業

問 第6号「大塚邦子議員に謝罪を求める」決議に賛成者多数可決

答 「はあとふる」の再利用はできません。

問 第6号「大塚邦子議員に謝罪を求める」決議に賛成者多数可決

答 「はあとふる」の再利用はできません。

問 第6号「大塚邦子議員に謝罪を求める」決議に賛成者多数可決

答 「はあとふる」の再利用はできません。

子ども手当事務費他8事業



吉田町役場玄関

役場の開庁時間 変わりました！

平 日 8：15～17：00
日曜開庁 8：15～12：00
13：00～17：00

5月24日臨時会が招集された。上程議案は、専決処分事項の承認3件、条例の一部改正1件、議員発議2件、合計6件でした。

第2回 臨時会報告

答 ◇吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正
職員の勤務時間を1日7時間45分、1週38時間45分とするもの。
時間はどうなるのか。
始業時間は8時15分、休憩時間は12時から1時。
午後は1時から5時までです。

〈主な質疑〉

条例の制定

問 人事院勧告に沿つて要請されております。
答 町独自で勤務時間外手当の増額を決めることができるのか。

答 人事院勧告があつてから今日まで、条例改正をするにあたって時間があるが、その理由は。

答 平成19年から時間が変更したばかりです。よその市町の動向を見守つてきました。

問 人事院勧告があつてから今日まで、条例改正をするにあたって時間があるが、その理由は。

問 勤務時間に関する条例と給与条例を合わせて出すべきと思うが。

答 試算はしていません。

問 時間外のチエツクは。

答 時間外が増えたり、行政サービスが低下しないよう課長会議等で周知徹底します。

問 勤務時間を15分短くするということは、時間外手当の増額になると思うが、当初予算で試算されていましたのか。

答 短くするということは、時間外手当の増額になると思うが、当初予算で試算されていましたのか。

問 1週間に2、3人にならうかと思っています。

答 人事院勧告に沿つて行つていません。市町があると聞いているがどこか。

問 時間を削ることによつて、何%のベースアップに値するのか。

答 インターネットや、納付書の発行の際、案内します。

問 国保税の軽減措置といふことだが、広報はどのようにするか。

答 や、納付書の発行の際、案内します。

げ及び、減額措置の判定の基準となる総所得金額に特例措置を講じる。

〈主な質疑〉

問 国保税の軽減措置といふことだが、広報はどのようにするか。

答 や、納付書の発行の際、案内します。

げ及び、減額措置の判定の基準となる総所得金額に特例措置を講じる。

答 計算はしておりません。

問 年度途中の条例改正は、公正で効率的な行政事務を考えた場合、予算措置、決算等を考えたときに不具合が生じる可能性がある。平成23年4月1日からというような形で、分かりやすく説明ができる上程が望ましいと考え反対とする。

答 年度途中の条例改正は、公正で効率的な行政事務を考えた場合、予算措置、決算等を考えたときに不具合が生じる可能性がある。平成23年4月1日からというような形で、分かりやすく説明ができる上程が望ましいと考え反対とする。

問 軽減措置の財源の裏付けは。

答 国の特別調整交付金が一部きます。

問 限額の被保険者数は。

答 医療分が119世帯。後期支援分が477世帯です。

答 国保税の税収の増額分はいくらになるのか。

答 数百万円単位で

答 ◇吉田町国民健康保険税条例の一部を改正
課税限度額の引き上げます。

問 国保税の税収の増額分はいくらになるのか。

答 数百万円単位で

答 ◇吉田町国民健康保険税条例の一部を改正
課税限度額の引き上げます。

問 国保税の税収の増額分はいくらになるのか。

答 数百万円単位で

答 ◇吉田町国民健康保険税条例の一部を改正
課税限度額の引き上げます。

問 国保税の税収の増額分はいくらになるのか。

答 数百万円単位で

◇ 調査事項
元吉田町職員増田宏胤議長の勧奨退職金に係る調査
本調査は、地方自治

発議

第3号 「事務調査に関する」決議

- ・ 調査提出者 吉永満榮議員
- ・ 提出賛成者 3議員

- ・ 調査提出者 吉永満榮議員
- ・ 提出賛成者 3議員

賛成者少数 否決

問 窓口において、よりやすい周知を行うべきと思うが。本人から申し出をしていただきたいと思います。

答 本人から申し出をしていただきたいと思います。

法第110条及び委員会条例第5条の規定により委員7人以内で構成する元吉田町職員勧奨退職金調査委員会を設置し、これに付託して行う。

- ・ 本議案の求めている割増し退職金返還は、対象が執行機関ではなく退職した個人であるから、議会の調査権の範囲を超えたものである。割増し退職金を受領したことの適否を議会が判断できるのか疑問を感じる。また行政事務の是正については、すでに運用指針を定めたことにより目的は達成されている。

- ・ 裁判の中に出た書類を見るに疑問です。この書類を当時の当局がやつたのか議会が調査して結論を出すべきである。

△監査報告期限

- ・ 改ざんされた文書を手にとった議会議員としては、議会の調査権を使ってしっかりと調査する必要がある。まずは監査委員の適切な措置並び、本監査報告を議会の監視活動に生かすことにより、町民に不利益を与えないために行う。

△監査請求に関する決議

- ・ 勧奨退職は、特別委員会をもつて事務検査を行い、町民への不利益を生じさせない税金の使い方を検査することを代案とする。

窓口において、よりやすい周知を行うべきと思うが。

答 本人から申し出をしていただきたいと思います。

法第110条及び委員会条例第5条の規定により委員7人以内で構成する元吉田町職員勧奨退職金調査委員会を設置し、これに付託して行う。

- ・ 本議案の求めている割増し退職金返還は、対象が執行機関ではなく退職した個人であるから、議会の調査権の範囲を超えたものである。割増し退職金を受領したことの適否を議会が判断できるのか疑問を感じる。また行政事務の是正については、すでに運用指針を定めたことにより目的は達成されている。

- ・ 裁判の中に出た書類を見るに疑問です。この書類を当時の当局がやつたのか議会が調査して結論を出すべきである。

△監査報告期限

- ・ 改ざんされた文書を手にとった議会議員としては、議会の調査権を使ってしっかりと調査する必要がある。まずは監査委員の適切な措置並び、本監査報告を議会の監視活動に生かすことにより、町民に不利益を与えないために行う。

△監査請求に関する決議

- ・ 勧奨退職は、特別委員会をもつて事務検査を行い、町民への不利益を生じさせない税金の使い方を検査することを代案とする。

扶養控除の見直し、地方のたばこ税の引き上げ、税負担軽減措置の整理合理化を行う。

△吉田町都市計画税条例の一部改正

- ・ 同委員会は、調査が終了するまで閉会中も行うことができる。

- ・ すでに時効になつていると思われる問題であるので、発議案提出者が自費にて勧奨退職金返還訴訟をおこしていただきた方が、法廷の場で白黒がはつきりする。我々議員は裁判官ではないので、判決を下すことはできない。

- ・ 割増し退職金が支払われた事件について、本件公金支出の妥当性において町民の疑惑が生じているため、優遇

- ・ 割増し退職金が支払われた事件について、本件公金支出の妥当性において町民の疑惑が生じているため、優遇

△監査報告期限

- ・ 勘奨退職金の割増しの問題が町民の皆さん大きな関心事になっています。住民監査請求もされていますが、議会は議会として、議会の98条の監査請求権をしっかりと使って、この問題が町民に正しく情報結論を導き出し、是正ができるようになり賛成する。

- ・ 発議提出者 吉永満榮議員
- ・ 提出賛成者 3議員

△監査請求に関する決議

- ・ 勘奨退職は、特別委員会をもつて事務検査を行い、町民への不利益を生じさせない税金の使い方を検査することを代案とする。

- ・ 本議案の求めている割増し退職金返還は、対象が執行機関ではなく退職した個人であるから、議会の調査権の範囲を超えたものである。割増し退職金を受領したことの適否を議会が判断できるのか疑問を感じる。また行政事務の是正については、すでに運用指針を定めたことにより目的は達成されている。

- ・ 裁判に持ち込み、司法の判断を仰ぐことが妥当であると思う。

賛成討論

△監査報告期限

賛成討論

△監査請求に関する決議

△監査請求に関する決議

- ・ すでに時効になつていると思われる問題であるので、発議案提出者が自費にて勧奨退職金返還訴訟をおこしていただきた方が、法廷の場で白黒がはつきりする。我々議員は裁判官ではないので、判決を下すことはできない。

- ・ 勘奨退職は、特別委員会をもつて事務検査を行い、町民への不利益を生じさせない税金の使い方を検査することを代案とする。

- ・ 勘奨退職は、特別委員会をもつて事務検査を行い、町民への不利益を生じさせない税金の使い方を検査することを代案とする。

第3回 臨時会報告

7月15日臨時会が招集された。上程議案は、条例の一部改正2件、条例の制定1件、議員発議1件、合計4件でした。

条例の一 部改正

〈主な質疑〉

◇消防団員等公務災害補償条例の一部を改正

児童扶養手当の支給対象を父子家庭まで広げるものの。

問 改正に伴ない住居手当が無くなつた職員数は。

答 水道課の3名です。

交流ホール設置

問 目的は。

答 施設利用者、地域の方との交流を図ります。

元吉田町職員増田宏胤議長の優遇退職実施要綱の適用並びに退職手当金支払事務に関する事項

3 関係人

- ・退職者本人
- ・退職の承認並び退職手当の手続きに携わった職員（職名は当時）

町長、助役、教育長、総務課長から町長に告げられたのは、増田氏の家庭の事情が主であり、選挙に出馬するための事情で認めてはいない。

イ 退職の承認について

増田氏の退職願の取り扱いは、平成11年4月19日同課主任によつて起案され、同日に承認を受けた。また同日増田氏に退職辞令が交付された。

(2) 退職手当に係る手続

き

元職員増田氏の勧奨退職は、吉田町職員優遇退職実施要綱を適用した。

(1) 優遇退職実施要綱の適用

提出日 7月15日

静岡県知事・県教育長

○ ○

提出者 永田智章議員

・ 提出賛成者 全議員

件・許可、指定管理者による管理等に関することなど。

・ 施設の利用、使用条件・許可、指定管理者による管理等に関することなど。

同条例施行規則の制定

立支援施設設置条例・

第7号 吉田高等学校の再編整備計画に関する意見書

◇県教育委員会が策定した県立高校第二次長期計画による吉田高校と大井川高校を統合して、新校地を大井川高校にすることに反対する意見書の提出。

・ 発議提出者

1 監査の着眼点

第2 監査の実施

1 認定した主な事実

(1) 優遇退職実施要綱の適用

元職員増田氏の勧奨退職は、吉田町職員優遇退職実施要綱を適用した。

(2) 退職手当に係る手続

き

行されたか。

(2) 退職理由が町議選に出馬するためであつたか。

(3) 退職手続きが適正に行われているか。

・ 職員の応諾年月日 平成11年4月16日

平成11年4月16日

ア 退職勧奨等の手続

きについて

退職勧奨は、増田氏が提出した退職願に基づいて、総務課長が退職勧奨を申し入れをし、町長が優遇退職制度の適用を認めた平成11年4月16日である。また、4月19日の退職について、総務課長から町長に告げられたのは、増田氏の家庭の事情が主であり、選挙に出馬するための事情で認めてはいない。

イ 退職の承認について

増田氏の退職願の取扱いは、平成11年4月19日同課主任によつて起案され、同日に承認を受けた。また同日増田氏に退職辞令が交付された。

(2) 退職手当に係る手続

き

元職員増田氏の勧奨退職は、吉田町職員優遇退職実施要綱を適用した。

(1) 優遇退職実施要綱の適用

提出日 7月15日

静岡県知事・県教育長

○ ○

提出者 永田智章議員

・ 提出賛成者 全議員

件・許可、指定管理者による管理等に関することなど。

・ 施設の利用、使用条件・許可、指定管理者による管理等に関することなど。

同条例施行規則の制定

立支援施設設置条例・

第3 監査の結果

この監査請求は、監査の対象に係る事務処理について、退職手当制度の正しい理解がなされた上で適性に公金が支出されたかどうか、その請求の趣旨に沿つて一連の事務手続き全体を捉えて実施した。

1 認定した主な事実

(1) 優遇退職実施要綱の適用

元職員増田氏の勧奨退職は、吉田町職員優遇退職実施要綱を適用した。

(2) 退職手当に係る手續

き

行されたか。

(2) 退職理由が町議選に出馬するためであつたか。

(3) 退職手続きが適正に行われているか。

・ 職員の応諾年月日 平成11年4月16日

平成11年4月16日

ア 退職勧奨等の手続

きについて

退職勧奨は、増田氏が提出した退職願に基づいて、総務課長が退職勧奨を申し入れをし、町長が優遇退職制度の適用を認めた平成11年4月16日である。また、4月19日の退職について、総務課長から町長に告げられたのは、増田氏の家庭の事情が主であり、選挙に出馬するための事情で認めてはいない。

イ 退職の承認について

増田氏の退職願の取扱いは、平成11年4月19日同課主任によつて起案され、同日に承認を受けた。また同日増田氏に退職辞令が交付された。

(2) 退職手当に係る手續

き

元職員増田氏の勧奨退職は、吉田町職員優遇退職実施要綱を適用した。

(1) 優遇退職実施要綱の適用

提出日 7月15日

静岡県知事・県教育長

○ ○

提出者 永田智章議員

・ 提出賛成者 全議員

件・許可、指定管理者による管理等に関することなど。

・ 施設の利用、使用条件・許可、指定管理者による管理等に関することなど。

同条例施行規則の制定

立支援施設設置条例・

第3 監査の結果

この監査請求は、監査の対象に係る事務処理について、退職手当制度の正しい理解がなされた上で適性に公金が支出されたかどうか、その請求の趣旨に沿つて一連の事務手続き全体を捉えて実施した。

1 認定した主な事実

(1) 優遇退職実施要綱の適用

元職員増田氏の勧奨退職は、吉田町職員優遇退職実施要綱を適用した。

(2) 退職手当に係る手續

き

行されたか。

(2) 退職理由が町議選に出馬するためであつたか。

(3) 退職手続きが適正に行われているか。

・ 職員の応諾年月日 平成11年4月16日

平成11年4月16日

ア 退職勧奨等の手続

きについて

退職勧奨は、増田氏が提出した退職願に基づいて、総務課長が退職勧奨を申し入れをし、町長が優遇退職制度の適用を認めた平成11年4月16日である。また、4月19日の退職について、総務課長から町長に告げられたのは、増田氏の家庭の事情が主であり、選挙に出馬するための事情で認めてはいない。

イ 退職の承認について

増田氏の退職願の取扱いは、平成11年4月19日同課主任によつて起案され、同日に承認を受けた。また同日増田氏に退職辞令が交付された。

(2) 退職手当に係る手續

き

元職員増田氏の勧奨退職は、吉田町職員優遇退職実施要綱を適用した。

(1) 優遇退職実施要綱の適用

提出日 7月15日

静岡県知事・県教育長

○ ○

提出者 永田智章議員

・ 提出賛成者 全議員

件・許可、指定管理者による管理等に関することなど。

・ 施設の利用、使用条件・許可、指定管理者による管理等に関することなど。

同条例施行規則の制定

立支援施設設置条例・

第3 監査の結果

この監査請求は、監査の対象に係る事務処理について、退職手当制度の正しい理解がなされた上で適性に公金が支出されたかどうか、その請求の趣旨に沿つて一連の事務手続き全体を捉えて実施した。

1 認定した主な事実

(1) 優遇退職実施要綱の適用

元職員増田氏の勧奨退職は、吉田町職員優遇退職実施要綱を適用した。

(2) 退職手当に係る手續

き

行されたか。

(2) 退職理由が町議選に出馬するためであつたか。

(3) 退職手続きが適正に行われているか。

・ 職員の応諾年月日 平成11年4月16日

平成11年4月16日

ア 退職勧奨等の手続

きについて

退職勧奨は、増田氏が提出した退職願に基づいて、総務課長が退職勧奨を申し入れをし、町長が優遇退職制度の適用を認めた平成11年4月16日である。また、4月19日の退職について、総務課長から町長に告げられたのは、増田氏の家庭の事情が主であり、選挙に出馬するための事情で認めてはいない。

イ 退職の承認について

増田氏の退職願の取扱いは、平成11年4月19日同課主任によつて起案され、同日に承認を受けた。また同日増田氏に退職辞令が交付された。

(2) 退職手当に係る手續

き

元職員増田氏の勧奨退職は、吉田町職員優遇退職実施要綱を適用した。

(1) 優遇退職実施要綱の適用

提出日 7月15日

静岡県知事・県教育長

○ ○

提出者 永田智章議員

・ 提出賛成者 全議員

件・許可、指定管理者による管理等に関することなど。

・ 施設の利用、使用条件・許可、指定管理者による管理等に関することなど。

同条例施行規則の制定

立支援施設設置条例・

第3 監査の結果

この監査請求は、監査の対象に係る事務処理について、退職手当制度の正しい理解がなされた上で適性に公金が支出されたかどうか、その請求の趣旨に沿つて一連の事務手続き全体を捉えて実施した。

1 認定した主な事実

(1) 優遇退職実施要綱の適用

元職員増田氏の勧奨退職は、吉田町職員優遇退職実施要綱を適用した。

(2) 退職手当に係る手續

き

行されたか。

(2) 退職理由が町議選に出馬するためであつたか。

(3) 退職手続きが適正に行われているか。

・ 職員の応諾年月日 平成11年4月16日

平成11年4月16日

ア 退職勧奨等の手続

きについて

退職勧奨は、増田氏が提出した退職願に基づいて、総務課長が退職勧奨を申し入れをし、町長が優遇退職制度の適用を認めた平成11年4月16日である。また、4月19日の退職について、総務課長から町長に告げられたのは、増田氏の家庭の事情が主であり、選挙に出馬するための事情で認めてはいない。

イ 退職の承認について

増田氏の退職願の取扱いは、平成11年4月19日同課主任によつて起案され、同日に承認を受けた。また同日増田氏に退職辞令が交付された。

(2) 退職手当に係る手續

き

元職員増田氏の勧奨退職は、吉田町職員優遇退職実施要綱を適用した。

(1) 優遇退職実施要綱の適用

提出日 7月15日

静岡県知事・県教育長

○ ○

提出者 永田智章議員

・ 提出賛成者 全議員

件・許可、指定管理者による管理等に関することなど。

・ 施設の利用、使用条件・許可、指定管理者による管理等に関することなど。

同条例施行規則の制定

立支援施設設置条例・

第3 監査の結果

この監査請求は、監査の対象に係る事務処理について、退職手当制度の正しい理解がなされた上で適性に公金が支出されたかどうか、その請求の趣旨に沿つて一連の事務手続き全体を捉えて実施した。

1 認定した主な事実

(1) 優遇退職実施要綱の適用

元職員増田氏の勧奨退職は、吉田町職員優遇退職実施要綱を適用した。

(2) 退職手当に係る手續

き

行されたか。

(2) 退職理由が町議選に出馬するためであつたか。

(3) 退職手続きが適正に行われているか。

・ 職員の応諾年月日 平成11年4月16日

平成11年4月16日

ア 退職勧奨等の手続

きについて

退職勧奨は、増田氏が提出した退職願に基づいて、総務課長が退職勧奨を申し入れをし、町長が優遇退職制度の適用を認めた平成11年4月16日である。また、4月19日の退職について、総務課長から町長に告げられたのは、増田氏の家庭の事情が主であり、選挙に出馬するための事情で認めてはいない。

イ 退職の承認について

増田氏の退職願の取扱いは、平成11年4月19日同課主任によつて起案され、同日に承認を受けた。また同日増田氏に退職辞令が交付された。

(2) 退職手当に係る手續

き

元職員増田氏の勧奨退職は、吉田町職員優遇退職実施要綱を適用した。

(1) 優遇退職実施要綱の適用

提出日 7月15日

静岡県知事・県教育長

○ ○

提出者 永田智章議員

・ 提出賛成者 全議員

件・許可、指定管理者による管理等に関することなど。

・ 施設の利用、使用条件・許可、指定管理者による管理等に関することなど。

同条例施行規則の制定

立支援施設設置条例・

審議した議案と各議員の賛否（平成22年第2回臨時会 5月24日）

○は賛成 ×は反対 −は議長のため同数の時のみ採決

議案番号	議案名	議員名												審議結果		
		佐藤正司	枝村和秋	市川陽三	杉村嘉久	藤田和寿	片山武	永田智章	八木宣和	大塚邦子	吉永満榮	勝山徳子	河原崎昇司	八木宏胤		
26	専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可	
27	専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例の一部を改正する条例）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可	
28	専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可	
29	吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	可	
発議案3	事務調査に関する決議案	○	○	×	×	×	○	×	×	○	○	×	○	×	退席	否
発議案4	監査請求に関する決議案	○	○	○	×	○	○	×	退席	○	○	×	○	○	可	

(平成22年6月定例会)

30	吉田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	-	可
31	吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	-	可
32	吉田町放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例の制定について	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	-	可
33	平成22年度吉田町一般会計補正予算（第1号）について	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	-	可
34	平成22年度吉田町総合障害者自立支援施設設備品の取得について	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	-	可
35	静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	-	可
36	静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少について	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	-	可
発議案5	吉永満榮議員に謝罪を求める決議	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	-	可
発議案6	大塚邦子議員に謝罪を求める決議	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	-	否

(平成22年第3回臨時会 7月15日)



ズバリ!

町の考え方を聞く

2人が一般質問

1. 佐藤正司議員

「吉田高校の統廃合は」

「町の生活環境対策は」

2. 藤田和寿議員

「高齢者の移動支援は」

「一般質問」とは、議題に関係なく行財政全般にわたる議員主導による政策の議論です。



於：6月12日 吉田町学習ホール

吉田高校の統廃合は 町の生活環境対策は

吉田高校の統廃合について問う

問 平成25年4月から吉田高校を閉校し、大井川高校に移転する計画があるが、町はどうのに対応してきたか。

答 初めから大井川高校に統合する案であり、「結論ありき」の話は聞けない旨

強く抗議してきた。学校関係者と計画の凍結を求め存続を訴え続けていきます。

問 吉田高校がなくなることの影響は。

答 影響は大

問 重要な教育機関がなくなることは、まことにとつて、計り知れないほどの大きな影響があります。

問 統廃合計画を延期または凍結させて県教委に再検討させられないか。

答 粘り強く対話

問 今、関係者が存続を望んでいろいろな活動を行っている。地域の子どもたちの良好な教育環境を整えることを目指し、粘り強く、県教委と対話を重ねています。

問 環境のことでの開催は考えていません。「講座」の開催要望はないので職員を動員しての開催は考えていません。

問 環境のことで町民からの苦情の件数、その内容は

答 件数は平成20年度が91件、21年度

108件あつた。野焼きに関するもの、犬・猫の飼育、ゴミだし、大気汚染、水質汚染、騒音、振動、臭気といったものです。

問 「ごみの出し方」の実績と効果は。

答 また、職員を講師に開く考えはないか。

答 19年度26回769人、20年度8回241人、

21年度13回230人が受講した効果はゴミ袋に名前や番号をつけるなど、ゴミだしのルールが確立され、プラマークなし



スーパーに設置されたリサイクルボックス



佐藤正司議員

問 「環境基本条例」の制定に向けどのようになります。

答 環境基本条例の素案は、まちの実情にあつた実践的な基本計画の策定とセットで進めて行く準備をしています。



榛南自動車学校の高齢者講習



高齢者等を対象とした送迎事業

答 介護保険制度により要支援・要介護の認定を受けている高齢者と、一般高齢者の2者に区分し、支援の目的、内容及び方法について案をまとめました。

高齢者移動支援プロジェクトを立ち上げ

問 免許返納等により移動手段がなくなる高齢者や、少子化により移動支援をしてくれる家族がないなどの、高齢化の波に対する対応策は。

町内的一般高齢者調査結果（H20年町が実施）

*外出目的

買い物	68.5%
通院	48.1%
散歩	41.3%
仕事・農作業	37.3%

*高齢者の外出頻度

ほとんど毎日	48.4%
週4～5日	17.2%
週2～3日	19.1%

答 一般高齢者は、ボランティアによる送迎支援及び巡回マイクロバスの運行を考えています。また、要支援・要介護認定者は、行事・事業

ボランティアを活用

答 現在、介護予防事業の6事業で無料送迎サービスを実施しています。また10月以降に「日常生活圈ニーズ把握手法」で実態調査を行う予定です。

問 状況と予測は。
移動支援の必要な方が増加する

問 目指す理念は。
相互扶助の精神

答 基本理念は「健長寿のまちづくり」「支えあって暮らせる地域づくり」「安心して暮らせる介護サービスの提供」を掲げています。

問 にとどまらず、病院施設等の通退院、官公庁等への申請、その他社会生活上必要不可欠な外出を対象として、ボランティアによる送迎支援で実施していく予定です。

答 需要に対するボランティアの確保が課題です。支援ボランティアの年齢制限を満70歳までの方とし、若い方の参加はもちろん大歓迎ですが、第一線を退いた団塊の世代の方々の積極的な参加を期待しています。

高齢者の移動支援は



藤田和寿議員

意見交換会開かれる

第一回
まちづくり
意見交換会まとめ

期日 5月26日(水)

19時～21時

会場 片岡会館

一階大ホール

参加者 42名

各種団体より 24名

講師 1名

議員 3名

事務局 14名

参加団体名

- ・商工会
- ・漁業協同組合
- ・静岡うなぎ漁業協同組合
- ・体育協会
- ・文化協会
- ・国際交流協会
- ・保健協力委員会
- ・健康づくり食生活推進協議会
- ・赤十字奉仕団
- ・コニカルねつとわーく吉田
- ・身体障害者福祉会
- ・手をつなぐ育成会
- ・精神保健福祉会秋桜



Bグループ「ふれあいの輪を広げよう」

アクセスの向上	交流の場	町のPR	町のふれあい	体育会系イベント	まつり
				<ul style="list-style-type: none"> ・観光イベントを開く（よさこい踊り等） ・小山城まつりなどのイベントを増やす ・駅伝大会は町内全域を走ってもらいたい（4コースつくり順にやる） ・町民大会の復活 ・町全体のまつり ・町内会単位のふれあいの場つくり（年1回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光イベントを開く（よさこい踊り等） ・小山城まつりなどのイベントを増やす ・駅伝大会は町内全域を走ってもらいたい（4コースつくり順にやる） ・町民大会の復活 ・町全体のまつり ・町内会単位のふれあいの場つくり（年1回）

Aグループ「吉田町ブランドをつくろう!!」

町の基盤づくり	地産地消	空港の活用	人づくり	吉田ブランドPR	吉田町ブランド販売拠点	吉田町ブランドづくり	小タイトル
<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致 ・若者が働く場を作る 	<ul style="list-style-type: none"> ・町をあげて地産地消の推進 ・近隣市町との連携した地場産業の振興 	<ul style="list-style-type: none"> ・メロンの海外輸出 ・外国人のお客様を取り込む ・後継者の育成（農、漁業） 	<ul style="list-style-type: none"> ・街角イベント、商店街まつり ・イベントを通じて地場産品のPR ・個性のある商品開発を個人商店がつくる 	<ul style="list-style-type: none"> ・街角イベント、商店街まつり ・イベントを通じて地場産品のPR ・個性のある商品開発を個人商店がつくる 	<ul style="list-style-type: none"> ・こだわりのある（特色ある）地域NO.1 ・特産品を使った商品開発 ・道の駅で地産地消を進める 	<ul style="list-style-type: none"> ・街角イベント、商店街まつり ・イベントを通じて地場産品のPR ・個性のある商品開発を個人商店がつくる 	意見

小タイトル

意

見

テーマ

- Aグループ：産業振興
 Bグループ：交流人口の拡大
 Cグループ：住民参加と教育振興
 Dグループ：健康といやしの場づくり

第1回 ワークショップによる



まちづくり意見交換会の内容
 ①目的
 町民、各種団体、NPO等と意見交換の場を多様に設け、要望・提言・その他の意見などを伺い、議会活動を通じ市政に反映させるためを行う。

②内容
 • 町政全般の諸課題事項に柔軟に対処するため、町政全般について自由に意見や情報の交換を町民の方々と行う。
 • 身近で開かれた会議を開催することで全議員と語り合う場を作り、市民との連携を図る。

③参加対象者
 • 議員と市民意見の場であり、様々な分野から多くの方を募集できるように企画する。

※ワークショップとは
 実践的学習会・研修会。
 自由に話し合って有効な議論とするための会議の手法。



Dグループ「みんなでふれあい健康づくり」					
いこいの場	障害者の運動の場	食による健康	自分の健康	公園の整備	体力づくりの場
・伝承、先人に教えていただく施設、機会 ・陶芸など作る楽しみの場	・障害者が運動する場がほしい ・簡単な体操で足、腰、ひざの運動がしたい	・孤食防止のため、共に作り共に食べる場所を ・食についてお話を聞く（特に高齢者）	・自分の健康は自分で守る努力を ・各種検診の受診率の向上を	・公園の手入れが悪いのでは ・身近な地域で楽しめる公園	・誰もが楽しめるプールがあつたらと思います ・気軽に入れる遊び場がほしい

地域づくり	生涯学習	情報発信	人材育成	施設の充実
・あいさつ運動を町全体の運動に ・地域のまつりを活性化	・公民館活動を活発にする町づくり ・社会教育への住民参加の促進	・情報の公開、徹底的に公開すると見えてくる ・情報公開の中から、テーマは見えてくる	・年々高齢化で、会員が減少している ・子供達の居場所作りのため、人・場所の確保	・特色ある学校教育の振興 ・教員の確保と予算付け ・町の空き土地の有効利用

まちづくり意見交換会
 参加のお礼

この度の、第1回 まちづくり意見交換会の開催につきましては、参加して下さいました諸団体の皆様方に、格別なるご理解 ご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

議会改革特別委員会 委員長 八木 栄

活動報告

教文常任委員会

◇4月20日 委員会協
議事項
健康と福祉について

委託。また介護保健の事業者としてデイサービス等実施しています。

社協は、地域福祉の中心的役割を担い重要です。経営的には介護補助事業の赤字分が、全体の事業にのし掛かっているのが現状です。

(主な質疑)
①社会福祉課

問 民生委員の内30人が改選予定とのこと。

答 民生委員の任期は3年で負担が多く、続けることが難しいと伺っています。なるべく経験者に残つて頂き、新しい方へ指導をお願いするように考えています。

問 生活保護の実態は。

答 平成20年の9月の生活保護は20世帯でしたが、3月では41世帯になり、相談数も増加しています。

答 社会福祉協議会への事業委託は。

答 指定管理者として、はあとふるの施設委託・老人福祉センターの運営・高齢者介護ホームの運営・地域包括支援センターの業務



シルバー人材センター事務所

ターザーの活動の拠点として、研修や作業を行う目的に、町が建設し、貸し出す施設です。

問 シルバー人材センターの法人化は。

答 法人化することにより、町補助金と同額が国より補助されます。県補助金の減額分を補う予定です。

問 シルバー人材センターの法人化は。

答 法人化することにより、町補助金と同額が国より補助されます。県補助金の減額分を補う予定です。

③健康づくり課

健康づくり、予防対策、医療体制について説明。

◇5月12日 委員会協
議事項

町内高齢者支援施設、子育て支援施設を中心

に視察を決定。

◇5月25日 委員会協
議事項

①町内福祉関係施設の視察について協議
②閉会中の調査案件「健康と福祉に関する調査」継続調査。

特別委員会 議会改革

◇4月27日 委員会
視察研修のまとめ
・本会議方式

・特別委員会方式
・連合審査方式

・常任委員会方式

以上のことについて、メリット・デメリットをまとめる。

◇3月26日 委員会
キーワード項目

・政務調査費について
協議。

・特別委員会としては『不要』。

今後、協議を要する。
まちづくり意見交換会について協議

・次第

・役割分担

・テーマの決定

・参加者の割りふり

・事前に送付する質問事項について協議。

◇4月16日 委員会
(1)視察研修について

・行先・日程・内容の確認。

・事前に送付する質問事項について協議。

(予算決算常任委員会についての内容)

(2)議員役職の選出について協議。

(3)まちづくり意見交換会の進行と、委員の役割について協議。

・予算決算常任委員会の運営について説明を受け、その後質疑応答を行う。

◇4月23日 視察研修
南伊豆町議会

・予算決算常任委員会の運営について説明を受け、その後質疑応答を行なう。

◇5月26日 第1回 まちづくり意見交換会開催

・各種団体から24名の参加者

・片岡会館大ホールにて

・ワーキングショップによる、テーマごとの意見交換を実施

会のまとめ

◇6月8日 委員会
まちづくり意見交換会のまとめ

委員長 藤田和寿

委員長 八木 栄

産業建設常任委員会

季会

◇5月17日 協議会
年間活動計画
・所管事務調査案件
「農地制度の改正内容」
等6案を協議、決定

6月 新農地制度について 町内道路整備
状況現地見学
9月 第4次町総合計画後期基本計画策定の所管課の方向等に決定
12月・3月については、後日協議する。

・視察研修

農・水・工・商の有望ビジネスに取り組む自治体など6案が提出され協議。

◇5月26日 協議会
報告事項
第2回議会定例会提出議案について

(2) 都市建設課

問 町内の遊休地としての対応策は
答 町内遊休地は30ha。遊休農地は農業委員会で原因追求して減らしていく。

問 町内の遊休地としての対応策は
答 町内遊休地は30ha。遊休農地は農業委員会で原因追求して減らしていく。

◇6月9日 委員会
所管事務調査
① 産業課
・新農地法等の一部改正について概要説明。
農地の有効利用を図るために、農地を貸し

◇5月17日 協議会
年間活動計画
・所管事務調査案件
「農地制度の改正内容」
等6案を協議、決定

やすく、また借りやす
くし、農地を最大限に
利用するため農地法の
一部改正内容説明。

(主な質疑)

問 農地転用の可否判断は厳しくなるのか。
答 転用地の周辺状況なども判断材料にされるので、農業委員や農業委員会事務局などに問い合わせて貰いたい。

問 農地転用の可否判断は厳しくなるのか。
答 転用地の周辺状況なども判断材料にされるので、農業委員や農業委員会事務局などに問い合わせて貰いたい。



道路視察

◇4月13日 委員会
今後の進め方について協議し9月までに結論を出す。

◇4月28日 委員会
今後の協議日程について協議。9月までのスケジュールを提示し月に2回～3回の意見交換を行う。

◇5月10日 委員会
参考資料として町村議会実態集計表・議員の定数・人口・財政力指數表を提示し委員全員から議員定数について意見交換をした。

◇6月24日 委員会
無投票について協議

○片岡区
前2回の議員選挙は無投票となつてゐる、定数の見直しを行うべき。

○川尻区
特になし。

○北区
議員定数を減らす方向で検討すべき。

◇5月21日 委員会
昨年各自治会で行つた議会報告会に出された意見の再確認をした。

○住吉区
議員定数を減らす方向で検討すべき。

議員定数検討特別委員会

員など様々な意見が出された。昨年の11月に各自治会ごとに行つた、議会報告会において各地区から出された議員定数に関する意見を次回まで取りまとめる。

委員長 河原崎昇司
協議
中間まとめについて

◇7月27日 委員会
議員の役割について
協議

現状の議員数でよい。

考える!

〈中間まとめ〉

議員定数の方向性	賛成議員	議員定数案		
現状維持	8人	現行(14人)		
定数削減	内訳	1人減(13人)	2人	
		2人減(12人)	3人	
		3人減(11人)	1人	

議員定数案

議員定数(現在14人)について検討し、現時点での議員の意見を4つのキーワードにまとめましたので、中間報告いたします。

〈意見抜粋〉

1 議会・委員会の運営

現状維持

- ・議会の役割は、討議による政策決定・公的意の作成・監視機能である。地方分権改革によって、議会の役割が年々増加し複雑化しており、現状の14人がギリギリの人数である。

定数削減

- ・地方自治法の改正により常任委員会の複数所属が可能となり、二つの常任委員会を支障のないように運営は可能である。

2 町の規模 (人口・財政等)

現状維持

- ・わが町の人口は、運営的にも最適である。

- ・予算・決算の審議に関しても一つの常任委員会でも全員で協議すれば、議員定数を削減できる。

定数削減

- ・行政改革や財政的に考えて、議員定数を削減すれば経費削減になるという意見もある。しかし、民主主義を守り発展させ民意を反映させるために、必要な経費を惜しむべきではない。

- ・国、地方を含め財政的に困難なゆえに町民から定数削減の意見がある。保身より身を削る姿勢を示す必要がある。

- ・議会が町民の理解を得るには定数の削減が必要である。

定数削減

- ・議員一人当たりの人口は2,179人で、県内の町の中で少ない方から2番目である。また、議会として過去に先進的に議員数を削減してきている。

3 町民の声の反映 現状維持

- ・議員は、住民全体の利益について住民の代表者として、より多くの要望や意見を町政に届けるために議員間討論をしなければならない。討論には、現状数が必要である。
- ・定数削減すると、町民の多様な声が吸い上げられなくなる。

に困難なゆえに町民から定数削減の意見がある。保身より身を削る姿勢を示す必要がある。

議員定数を

るために選挙を行うべきである。過去二回の無投票を受けて、町民に見える形での選挙が必要である。

- 議員定数の多い少ないにかかわらず、意見の聴取方法を考えれば民意は反映される。

現状維持

- 定数を削減すると、町政への監視機能が低下する。

- 議員をどれだけ削減すれば、住民の理解を得られるのか。
- 削減すれば一人ひとりの議員が担う責任が増し、議員の資質向上だけでは民意を反映できない。

定数削減

- 議員を減らしても品質の向上を図れば、監視機能の低下を防ぐことができる。

- 定数は自ら削減する方向で考へるべきで、減らす方向で検討する。

以上、議員定数の検討について中間報告です。今後は、町民の皆様からのお考えやご意見を参考に、議会として継続して協議を行い、9月定例会までに結論を出す予定です。

皆様からのご意見・ご感想等ございました

を出します。

（33 |

2141）までお知ら

せ下さい。

今後ともご支援ご鞭撻をお願い致します。

議員定数・人口・財政力指数・面積

第55回町村議会実態調査集計表を参考に作成

町村名	人口(人)		面接 (km ²)	議員の定数(人)			財政力			
	国勢調査	住基台帳		上限値 (法定数)	定数	定数内訳		財政力指数	吉田町100とした指数	順位
東伊豆町	15,044	14,332	77.8	22	12	12	0	0.760	65	⑤
河津町	8,303	8,251	100.7	18	12	11	1	0.436	37	⑪
南伊豆町	10,003	9,747	110.5	22	11	11	0	0.328	28	⑪
松崎町	8,104	8,123	85.2	18	10	10	0	0.379	33	⑨
西伊豆町	10,372	10,083	105.5	22	11	11	0	0.424	36	⑩
函南町	38,803	38,839	65.1	26	18	18	0	0.813	70	⑬
清水町	31,961	31,811	8.8	26	16	16	0	1.022	88	⑦
長泉町	38,722	40,311	26.5	26	16	16	0	1.460	125	①
小山町	21,478	20,784	136.1	26	15	15	0	1.083	93	④
芝川町	9,697	9,719	74.2	18	10	10	0	0.594	51	⑤
吉田町	28,648	30,503	20.8	26	14	14	0	1.166	100	②
川根本町	8,988	8,671	496.7	18	14	14	0	0.401	34	⑭
森町	20,273	20,171	133.8	26	12	12	0	0.695	60	⑦
新居町	16,938	16,836	13.4	22	12	12	0	0.876	75	③
合計	267,334	268,181	1,455.1	316	183	182	△1			

注1 議員定数、人口(住基台帳)は平成21年7月1日現在

注2 財政力指数は平成19年度、20年度、21年度の3か年平均

このまちの話題

ちょっとひと冊

健康づくりは運動
と思われがちですが、
健康な体と心には、
栄養・休養・排泄・
姿勢のバランスを維持する事が大切です。



町生涯学習講師
長谷川幸代さん

健康づくりに思う

立ちません。今この基本が乱れてきます。偏った情報に振り回されず、今を精一杯楽しく笑って生きていける事が、第一歩だと思っていります。「健康は一日にしてならず。」日々意識して生きた

あとがき

議会では、来年の地方選挙に向けて、議員定数の審議が行われています。いま健全財政への「事業仕分け」は緊急課題で議会の責務。これから議員の必須条件は能力です。能力は専門的知識や技術ではない、法令通でもなく住民の代表であり活動能力は、住民の立場や目線で物事の判断ができるかどうかという能力と識者は言います。議会審議も住民に分かりやすい形での審議が能力であり審議だとも言う。そこで住民全体の利益に継げる議員選挙へ勇気ある立候補を望みます。

(M・Y)

議会広報特別委員会
委員長 枝村和秋
副委員長 杉村嘉久
委員 藤田和寿
吉永智章
河原崎昇司
八木 永田智
吉永満榮
榮

あすに翔く

自彊小
100周年事業



一斉に風船を飛ばす子供たち



記念モニュメント

百周年にふさわしい記念碑は、共に手を取り合つた3体の子供像をお互い協力し、助けながら成長するようになります。

正面の言葉は、校章と自彊の教育目標「自彊不息」で、自らつとめ励む子を常に努力し続ける意味です。



実行委員長
平野正之さん

お気軽に 議会の傍聴を

(6月定例会傍聴人数 41人)

◎9月定例会予定

9月3日(金)	本会議
9月7日(火)	委員会
9月8日(水)	連合審査会
9日(木)	
9月13日(月)	委員会
9月15日(水)	一般質問
21日(火)	
9月22日(水)	本会議

お問合せは
議会事務局 33-2141



川尻神社祭典